



協 自 主
調 律 主

次代を担う若人

筑 西

久留米市立筑邦西中学校
学校だより 4-24号
令和5年1月24日
文責 校長 古賀 一英

「教育活動についての保護者アンケート」

ご協力ありがとうございました！

12月に「教育活動についての保護者アンケート」を実施させていただきました。ご多用な中に丁寧にご回答いただき心より感謝申し上げます。

この保護者アンケートは、保護者の視点で本校の現状について評価をしていただくことで、本校の課題を把握し、今後の学校運営の改善を図るために実施をしています。また、生徒たちには、学期ごとに各教科の授業評価を実施し、各授業担当者は、その結果を踏まえ授業改善に努めています。

今回の保護者アンケートの結果は次のとおりです。

	質問内容 ※回答は4段階評価であり、平均値を表示しています。	R4	R3
学校生活	① 学校は、教育方針を分かりやすく伝えている。	3.05	3.05
	② 学校は、家庭への連絡や情報提供を積極的に行なっている。	3.20	3.13
	③ お子さんは、授業が分かると言っている。	2.70	2.87
	④ お子さんは、学校に喜んで登校している。	3.22	3.19
	⑤ 部活動は、生徒にとって充実した活動になっている。	3.29	3.31
	⑥ 先生たちは、お子さんのことをよく理解している。	3.15	3.05
	⑦ 先生たちは、お子さんの良さや努力を認め伸ばそうとしている。	3.23	3.13
	⑧ 先生たちは、生徒の間違った行動を厳しく指導している。	3.10	3.13
	⑨ 先生たちは、生徒を公平に評価している。	3.06	3.00
	⑩ 先生たちは、相談事や悩み事について、適切に応じている。	3.13	3.07
	⑪ 先生たちは、いじめなどない楽しい学校づくりに努めている。	3.14	3.12
家庭生活	⑫ お子さんは、家庭学習の習慣が身についている。	2.47	2.60
	⑬ お子さんは、家庭で挨拶をする習慣が身についている。	3.10	3.16
	⑭ お子さんは、学校の事を家でよく話をしている。	3.04	2.98
	⑮ お子さんは、学校の配布物など、きちんと渡している。	2.73	2.87
	⑯ ご家庭で、お子さんと進路（夢や目標）について話をしている。	3.06	3.11
他	⑰ お子さんを筑邦西中学校に入学させて良かったと思っている。	3.28	3.27

令和3年度との比較をしてみますと、学校生活には肯定的な評価が増え、家庭生活には課題が見られる状況です。特に、本校の最重要な課題は、③「授業がわかると言っている」と⑯「家庭学習の習慣が身に付いている」であると言えます。今後、生徒からの授業評価も真摯に受け止め、「わかった・できた」と生徒たちが思える授業づくり教職員一同努めていきますのでよろしくお願いいたします。

また、記述欄にはたくさんの貴重な意見をいただきました。ご意見の主なものは、わかる授業に関する事、生徒への指導方法（部活動を含む）に関する事、進路に関する事、学校行事に関する事、感染症対策に関する事等でした。各保護者の立場で、お子様に対する思いを書いていただきました。これらの意見については、しっかり受け止め、今後検討し、適宜学校運営にいかしていきたいと考えております。なお、その記述欄には、たくさんの感謝の言葉も頂戴いたしました。不十分な点がまだありますが、教職員が生徒たちに寄り添い、頑張っていることを肯定的に見ていただけたことに、教職員も勇気づけられたことと思います。校長として、心より感謝申し上げますとともに、生徒の「夢への挑戦」をしっかりサポートしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

「こども基本法」が施行されます！

令和5年4月1日より「こども基本法」が施行されます。現在の日本は、虐待、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、子どもが生きづらい世の中になってきている現状があります。世界では、1989年国連総会において「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択され、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」の4つを原則とし、40個の条文(ルール)が採択されました。そして、日本も1993年に批准しています。

批准から30年の歳月が過ぎ、令和4年6月の国会で「こども基本法」が可決・制定されました。「こども基本法」の基本理念は、次のとおりです。

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

この法律は、保護者の責任を再確認し、学校をはじめとする社会が、子どもとどのようにかわるべきかについて見直しを進める指針となります。2015年の国連でSDGs(2030年までの持続可能な開発目標)が採択され、学校は新標準服を取り入れるなど古くから繋がってきた文化や方法の見直しを始めたところです。さらに、この法によって一人ひとりの子どもを大切にしたい教育をなお一層求められていますので、しっかり受け止め学校運営を進めていきたいと思っています。

新入生説明会を対面で実施！

1月18日(水)14時より令和5年度の新入生説明会を本校の体育館で実施しました。感染症やインフルエンザの流行が心配な状況ではありましたが、3年ぶりに対面で開催しました。

来年度入学予定の小学校6年生とその保護者に対して、学校の行事や授業、新標準服などについて説明を行いました。生徒会執行部がしっかり準備をして、一生懸命に説明してくれたので、新入生も真剣に聞いてくれました。

今後、安武小学校と大善寺小学校には出前授業(中学校の先生が小学校の教室で授業をすること)を行い、今回の説明会を受けての質問などに答える取組を計画しています。

新入生も保護者も、新しい環境に対する不安は大きいことと思いますので、お知り合いの方がいる場合は、中学校の様子をお伝えいただくと幸いです。



生徒会が整列を指示しています